

情報委員会の概要

1. 設置の経緯

平成31年3月13日科学技術・学術審議会第62回総会にて、情報科学技術に関する研究開発計画の作成等、幅広い観点から調査検討を行うため、情報委員会を設置することが決定された。

2. 調査事項

Society 5.0、データ駆動型社会への変革に的確に対応し、科学技術及び学術の振興を図るため、情報科学技術の研究開発等の戦略の策定、学術情報基盤の在り方、次世代の計算基盤の在り方のほか、幅広い観点から調査検討を行う。

(R3.3.18 科学技術・学術審議会総会（第65回）決定)

3. 情報委員会の構成等

- (1) 審議会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。（科学技術・学術審議会運営規則 第6条第1項）
- (2) 委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、会長が指名する。（科学技術・学術審議会運営規則 第6条第2項）
- (3) 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから会長の指名する者が、これに当たる。（科学技術・学術審議会運営規則 第6条第3項）
- (4) 以下の下部組織を置く。

下部組織の名称	調査審議事項
次世代計算基盤検討部会	次世代の計算基盤、データ処理環境及びネットワークに係る事項について
オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会	オープンサイエンス等の動向を踏まえた、これからの大学図書館に求められる役割や機能等に係る事項について

(R3.4.8 科学技術・学術審議会情報委員会（第16回）決定)

(R3.10.26 科学技術・学術審議会情報委員会（第21回）決定)

4. その他

- (1) 委員会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、下部組織を置くことができる。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第1項）
- (2) 下部組織に主査を置き、当該下部組織に属する委員等のうちから委員会の主査の指名する者が、これに当たる。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第4項）
- (3) 下部組織の主査に事故があるときは、当該下部組織に属する委員等のうちから下部組織の主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第8項）
- (4) 下部組織の主査は、下部組織における調査の経過及び結果を委員会に報告するものとする。（科学技術・学術審議会情報委員会運営規則 第2条第9項）